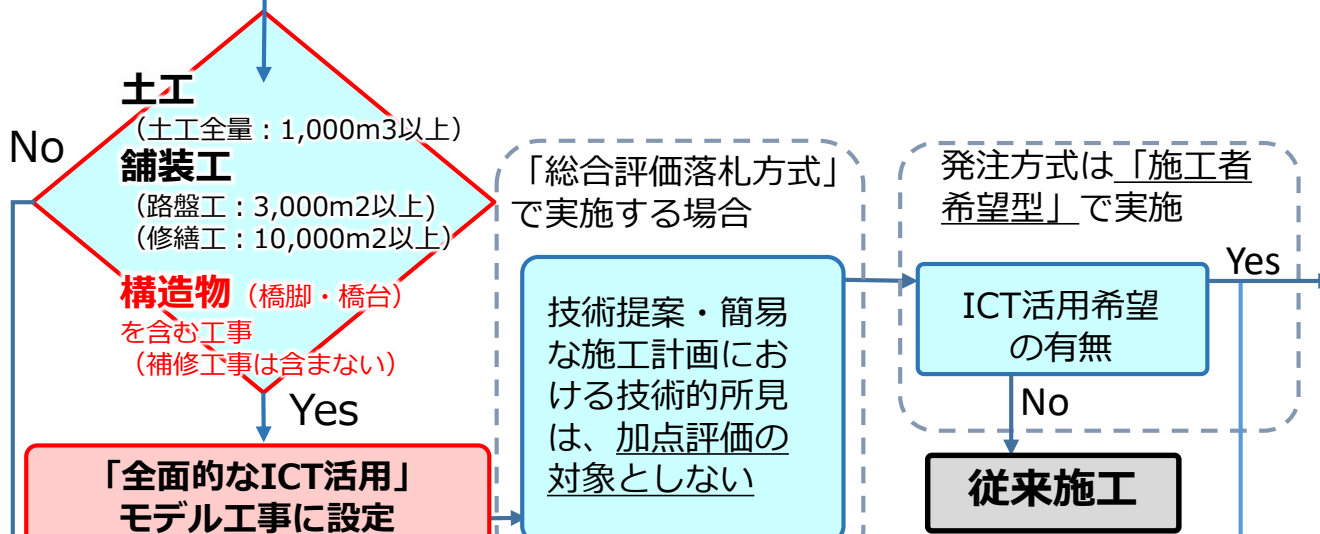


土工・舗装工・**構造物**（対象工種）を含む  
「一般土木工事」、「舗装工事」、「漁港工事」、  
「漁港海岸工事」、「空港工事」



**【全面的なICT活用工事を実施】**

- 必要経費は変更計上する
- 工事成績で加点評価する（2点）  
（費用計上は面管理による出来形管理・納品を行った場合）

- 1) 3次元起工測量に代え、従来の測量方法でも可
- 2) ICT活用工事（土工）を実施する場合は受注者からの提案により、下記の工種も対象。
  - ・掘削工（1,000m3未満、小規模）※1
  - ・作業土工(床掘) ※2
  - ・付帯構造物設置工※3
  - ・法面工
  - ・河床等掘削
  - ・地盤改良工（浅層・中間混合処理・深層混合処理）
  - ・**構造物（橋梁上部）**
  - ・擁壁工
  - ・基礎工
  - ・河川浚渫工
- 3) 砂防工事など施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

※1 モデル工事条件の数量とは異なる。  
※2 土工を実施することとする。単独では行わない。  
※3 土工及び舗装工を実施することとする。単独では行わない。

**【部分的なICT活用工事を実施】**

- 3次元設計データ作成及びICT建設機械による施工は必須とする
- 工事成績で加点評価する（1点）

**【簡易的なICT活用工事を実施】**

- 3次元設計データ作成、3次元出来形管理及び3次元データ納品は必須とする
- 工事成績で加点評価する（1点）

※H29年10月から、土工規模10,000㎡以上の工事については、TSによる出来形管理技術の使用を原則化

**工事成績加点なし**

ICT建設機械の施工等自主的な活用は妨げない。  
（活用した場合は、工事成績で加点評価）